

2 海上の森の社会的条件

(1) 地勢

海上の森は、瀬戸市南東部に位置し、南は豊田市に接しており、面積は約 530 ヘクタールです（うち条例の対象区域は約 510 ヘクタール）。保全活用計画対象区域の土地利用状況を、地目別にみると 91.9%を山林（保安林を含む）が占め、砂防地が 5.1%、田畑等農用地が 1.7%、その他 1.3%という割合になっています。

(2) 歴史

海上の森周辺は、陶土や森林資源が豊富にあったことから、中世の窯跡が多く分布しており、瀬戸焼の始まりの地と言えます。

かつて海上には、江戸時代は 13 戸、明治時代は 26 戸の民家があったとされていますが、その後山口堰堤の建設による離村、たびたび発生した集中豪雨などの被災に加え、万博会場候補地となったことなどにより、人口の流出が続き、大半の世帯が転出しています。現在残っている民家は 8 戸（里山サテライトを含む）で、そのうち 2 戸は居住されています。

しかし、転出した住民の多くは現在も海上に家屋、農地等を所有されており、耕作を続けている世帯もあります。

(3) 交通

海上の森周辺では、名古屋瀬戸道路、東海環状自動車道、国道 248 号線、県道広久手八草線、市道吉野八草線などが整備されています。また鉄道については、東部丘陵線（リニモ）が名古屋市営地下鉄東山線と愛知環状鉄道で結ばれています。

(4) 土地利用規制

区域内の土地利用制限として、保安林（土砂流出防備保安林）約 400 ヘクタール、愛知高原国定公園（自然公園特別地域第 3 種）約 140ha、自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例による県の自然環境保全地域約 128ha、砂防指定地約 24.7ha が指定されています。

（重複指定あり）

第三章 海上の森の保全と活用のための基本的事項

1 愛知万博記念の森としての保全

【目標】

- 愛知万博の理念と成果を未来に継承、発展させる。
- 将来にわたり海上の森の保全と、資源の循環的な活用を継続して実践するとともに、県内の身近な自然環境を保全する取組を促進する。

海上の森の一部は、「自然の叡智」をテーマとして開催された愛知万博の瀬戸会場となりました。愛知万博は幅広い県民参加の力を得て成功に導かれ、多くの人々が世界の様々な文化とふれあい、友情をはぐくみ、また、環境問題を身近に感じ、人と自然とのつながりを見直す契機となるなど、多くの成果を残しました。

そうした中で、海上の森は、自然が持つ素晴らしい仕組みを学ぶ場となり、人と自然が共生する社会の実現を目指す愛知万博の理念を象徴する森となりました。

この愛知万博の理念と成果を未来に向けて確実に継承し、更に発展させていくために、海上の森を「愛知万博記念の森」として将来にわたって保全します。

また、県内の身近な森林、農地、水辺地等における自然環境の適正な保全のための取組等を促進する場として活用するとともに、里山の安定的な生態系維持のため、自然の復元力に見合った自然資源の管理と循環的な利活用を海上の森において継続して実践していきます。

2 森林や里山の学習と交流の拠点づくり

【目標】

- 森林や里山での体験による学習と交流を進める。
- 次世代に向けた人材の育成を図り、人と自然の豊かな関係づくりを目指す。
- ネットワークづくりや先駆的なモデルとして取組を情報発信する。

海上の森は、都市近郊に位置しているものの、貴重な自然が残されております。

こうした自然と身近にふれあい、自然観察や環境学習をしたり、森の手入れ、農地の維持管理や収穫、里の年中行事など、かつての里山での作業や生活・文化などを実際に体験し、学習や交流できる要素が多くあります。

このため、県や協働する人たちとともに行う学習や交流の機会や場づくりなどを通して、自然の仕組みや大切さ、資源の循環利用、自然と共に暮らす先人の知恵などを、参加者自らが学び、考える拠点とし、次世代に向けた人材の育成を図ります。

こうした実践活動や人づくりを通して、自分の生活や地域社会を見直す取組につなげ、人と自然の豊かな関係づくりを目指します。

さらには、県内始め全国的なネットワークづくりを進め、ここでの取組を森林整備や里山保全の先駆的なモデルとして、幅広く情報発信に努めます。

第四章 海上の森の保全と活用のための取組の内容

1 愛知万博記念の森としての保全

(1) 課題及び取組の基本的方向

海上の森を愛知万博記念の森として将来にわたり保全していくため、自然環境や森林等の状況に応じた森林整備や里山の保全整備を継続的に進め、2035年度（令和17年度）を目標として取組を進めていきます。

【取組の基本的方向】

- 海上の森の現況の変化に対応するとともに、海上の森で活動する人々が、海上の里地・里山の100年後の姿を共有し、その実現に向けた取組を進められるよう、コーディネーター、森林ボランティア、県民等が参加するワークショップを開催し、森林・里山の保全整備方針を見直します。
- 保全整備方針の見直しにあたって、県は航空レーザ計測等で得られた情報を活用して、森林等の現況を把握するための基礎となるデータを収集し、県民等が理解しやすい形で提供します。
- スギ・ヒノキ人工林は間伐等の森林整備を適切に行い、これまで利用されなかった伐採木についても積極的に搬出し、有効活用を図ります。また、高齢林は一部皆伐し、植栽を行うことで資源の循環を図ります。これらは保全整備方針を定めた上で、森林経営計画を策定して計画的に実施します。
- 広葉樹林については、植生遷移に委ねることを基本としますが、保全整備が必要な箇所や、試験的に保全整備する箇所についての調査を実施し、小規模な試行と評価を繰り返して、今後の施業方針に反映させます。
- 海上の森の砂礫地における象徴的な植生であるアカマツ林や、点在する湿地についても、保全整備方針を立てて、優先順位をつけて保全に取り組みます。
- 森林整備の実施にあたり、事業効果が見えるようなモデル林の設定や看板等を設置し、手を入れなかった森林と比較ができるようにするなど、県民への事業効果の周知を図ります。
- 企業のCSR活動などによる森林整備活動を積極的に受け入れ、海上の森の適正な維持管理を図ります。
- 農地やため池についても、里山の景観に配慮した保全整備方針の策定、整備、評価を繰り返します。
- 農地周辺では樹木の伐採による光環境の改善を図り、遊歩道沿いでは倒木、枯死木等の除去による歩行者の安全確保を図ります。
- 動物種及び植物種等自然環境の基本情報の集積を進めるとともに、そのデータベース化に取り組みます。
- 自然共生サイトとして、地域生物多様性増進法に基づく認定増進活動実施計画に沿って、生物多様性の維持に資する活動を継続的に実施します。
- NPO法人海上の森の会が毎週実施する生物季節調査と連携し、貴重種、良好な環境の指標となる種などについての重点的な調査を実施します。
- 環境省が実施している「*モニタリングサイト1000里地調査」と連携し、海上の森の環境の指標となる動植物の生息、生育状況の監視を継続します。

※モニタリングサイト1000里地調査

日本列島の多様な生態系について、環境省が全国にわたって1000ヶ所程度のモニタリングサイトを設置し、基礎的な環境情報の収集を長期にわたって実施している。海上の森は「里地調査」の調査対象地に選ばれている。

- 保全活動を実施する際には、できるだけ規制的手法に頼らず、企画立案の段階から県民等との自主的かつ積極的な参加を促進していく手法を基本とします。
- 保全のための事業実施や活用にあたっては、事前に植生や地形、土壌条件など、自然環境の状況を調査、観察します。
- 自然環境に影響を及ぼす場所においては、里山保全活動や自然観察等の実施は控えます。やむを得ず調査等を実施する場合には専門家等の意見を聞くなど、環境への負荷を最小限にとどめるようにします。
- 海上の森自然環境保全地域内では、保全計画に沿って保全策を実施します。
- 貴重な野生生物の生息・生育の把握に努め、特に保護すべき野生動植物については、必要な配慮を行います。
- 貴重種に関しては、特にその生息生育環境を一体的に保全し、その回復・再生を図ります。
- 外来種の放逐や移植などは禁止し、すでに入ってきている外来種についても、対策が必要な場合は速やかに除去等を実施します。
- 海上の森内での密猟・盗掘対策を、海上の森の会をはじめ県民と協力して実施し、動植物の保護を図ります。
- 事業の実施にあたり、森林クレジットやクラウドファンディング、ふるさと納税などの活用を検討します。
- 海上の森の景観や人々の暮らし、生活の文化を尊重します。また、生活者との協調・調和を図ります。

(2) 地域区別の事業展開

6つの地域区別の事業展開は、表4のとおりとします。

表4 地域区別の事業展開

地域区分	事業展開例
①施設ゾーン	景観の保全整備・環境教育・情報提供・人材育成
②ふれあいの里	里山の保全活用・里山文化の学習・県民の参加交流
③生態系保護区域	自然環境・生物多様性の保全と学習
④恵みの森	広葉樹林等の保全技術の確立・森林環境教育の推進
⑤循環の森	人工林の育成・資源の活用・保全技術の確立
⑥野鳥・古窯の森	野鳥の保護・環境学習・歴史文化学習

(3) 地域区別の整備方針

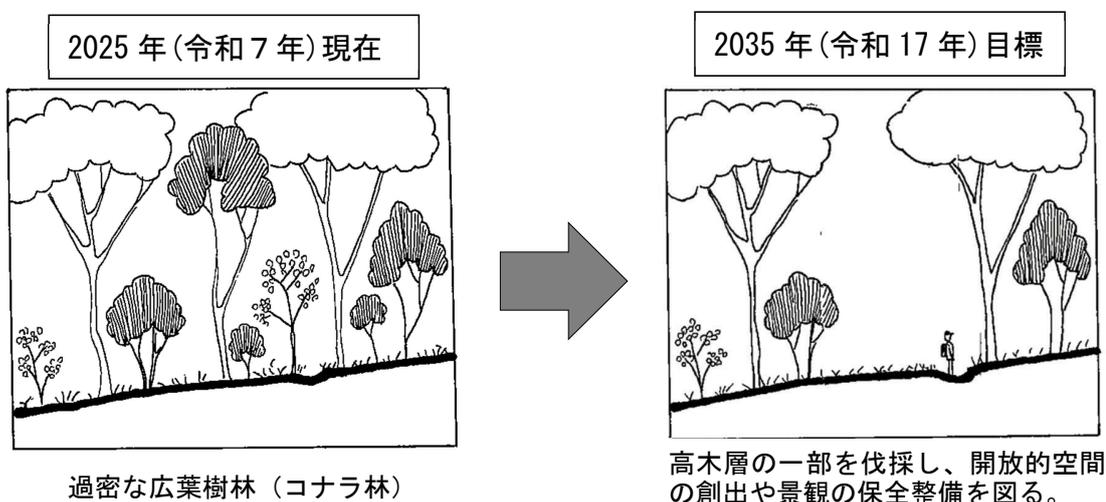
6つの地域区別に、保全目標や活用方法等の整備方針を表6のとおり定め、以下のとおり取り組んでいきます。なお、これらの整備方針は順次見直すこととし、新たな整備方針を構築するまでの暫定的な方針とします。

① 施設ゾーン

本館及び遊歩施設から構成されるゾーンで、面積は約5haです。

この区域は、あいち海上の森条例で「あいち海上の森センター」として定めている区域であり、森林や里山に関する展示や情報提供、工作や研修での利用、定期的な講座開催、遊歩施設内の景観の保全整備など、海上の森の拠点機能をさらに発揮させ、多くの方々に愛され、親しまれる公の施設として管理します。

◆施設ゾーンの整備例（多様な落葉広葉樹林の創出）



② ふれあいの里

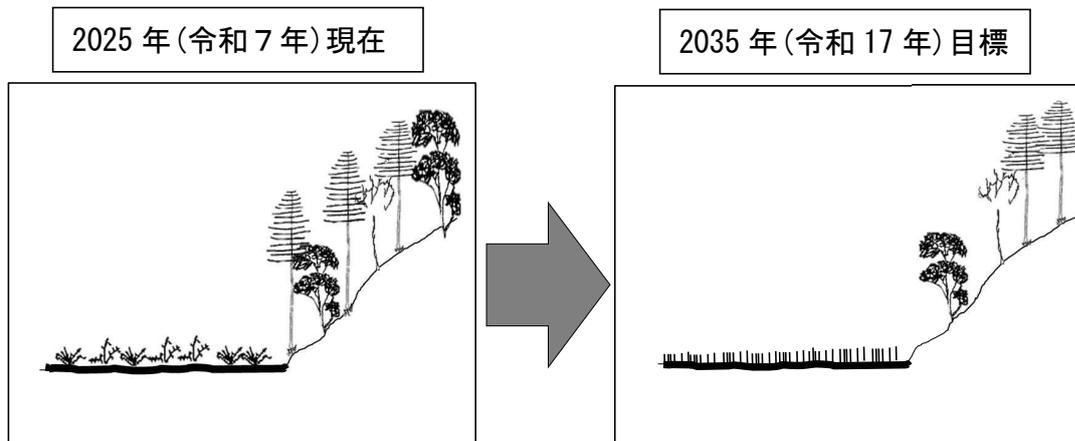
海上川上流に位置し、里山サテライトを中心とした区域で、宅地と農地(約3haうち県有地1.56ha)が周辺の森林、竹林や草地などと一体となり、里山としての景観と生活文化を残しているところで、全体の面積は約43haです。

里山は、動植物の生息生育環境を維持する機能なども有しています。また、現在、休耕地であっても、維持管理により農作物の栽培地としての機能を十分に備えており、多面的な活用を図ることができます。しかしながら、民有地と混在していることから、定期的な草刈、水田の場合は水の通過地としての涵養機能発揮など、農地として活用されている民有地と調整のとれた維持管理を図る必要があります。

このため、この区域では、里山サテライト及びその敷地、農地及びため池、水路等の適切な維持管理を行うとともに、民有地の土地所有者と連携し、県民参加による里山の保全や里山文化の学習等を主体的に展開します。

また、農地の利用による水環境や周辺の森林整備等による生物の生息生育環境への影響について、定期的に調査を行います。

◆ふれあいの里の整備例（農地及び周辺の森林の保全）



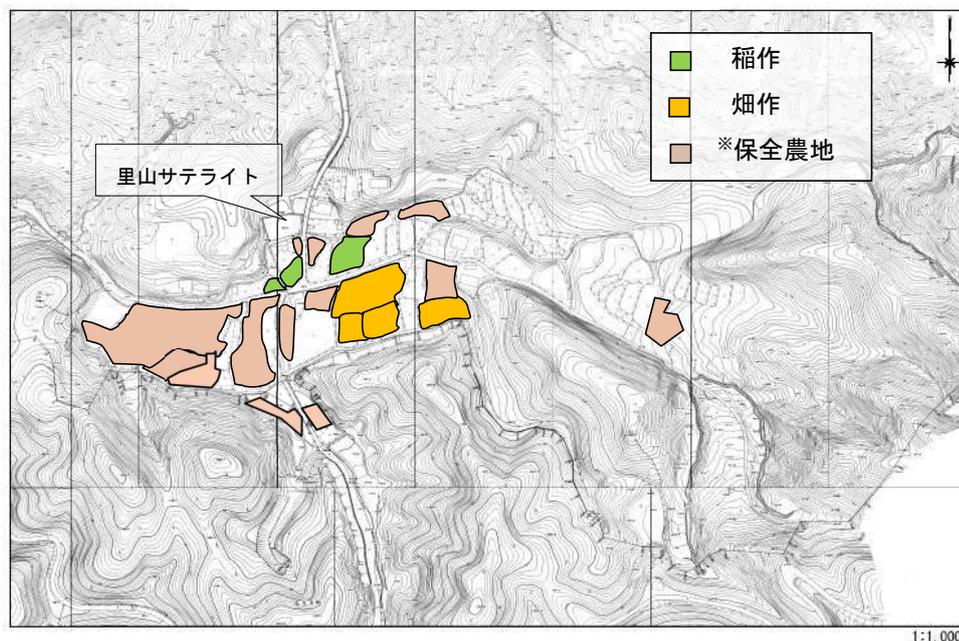
農地と隣接するスギ・ヒノキ林

樹木を伐採し、農地の保全を図る。

具体的には以下のとおりです。

- 海上の森で活動する人々が、海上の里地や里山に期待する姿を共有し、その実現に向けた取組が実施できるよう、地域住民や県民参加により里地・里山の保全整備方針を定め、方針に基づいて保全整備活動を実施します。
- 農地は体験学習の場として利用する農地と、里山環境を保全する保全農地に分けます。
- 体験学習の場として利用する農地は、水量の関係や民有地耕作地との関連から、稲作用と畑作用に分けて利用します。
- 保全農地（体験学習以外の農地）は、里山環境として保全する農地として、定期的な除草、水路の補修、畦道の整備など必要な維持保全を図るとともに、県民の自主的な活動を促すための、様々な利用方法を検討します。
- 企業等と連携し、社会貢献活動等を通じた農業体験を実施し、特色のある農地の利用、保全農地の管理と活用を図ります。
- 有機農法等生態系に配慮した農地の利用・管理を検討します。
- 農地へ侵入するタケ・ササ類の刈り払いや隣接した藪の刈り払い、高木の伐採による農地の光環境を改善します。
- 竹林の除伐作業や景観保全施業等を実施します。
- 農地周辺をフェンスや電気柵で囲み、山裾を草地のバッファゾーンにするなどイノシシ等の獣害対策を進めます。
- 水田の適切な水環境を維持するため建設したため池については、県民とともに適切な維持管理をし、水田利用だけではなく生物多様性にも寄与します。
- 企業や県民等との連携による、多様な主体の参画を容易にするため、活動エリアの設定による自主的な活動を可能とし、継続的に管理できる人材の確保を目指します。
- ＊保全農地及び耕作されていない民有農地の活用方法を検討し、地元住民や県民等との協働による保全活動を通じて、海上の里独自の景観を創出していきます。

図9 農地の整備位置図



※保全農地

現在は農作物を生産していない農地で、里山の環境を保全することを目的に管理している。

③ 生態系保護区域

この地域は、寺山川・屋戸川の流域と海上川、篠田川の出口付近に広がる区域約166haで、この地方特有の貧栄養湿地が点在しています。このうち127.85haを県の自然環境保全地域として指定しています。この区域については、※海上の森自然環境保全地域の保全手法の考え方に沿って、経過観察を行いつつ必要な除伐や間伐、植生の復元を図る補助的な管理作業などにより適正に管理していきます。

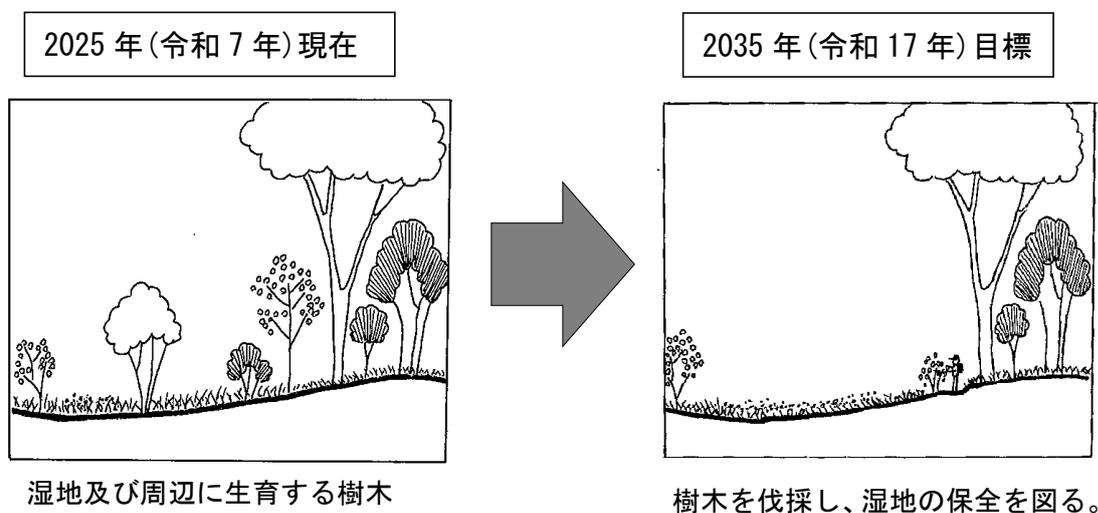
管理作業を県民参加で行う場合には、踏みつけによる植生破壊や土砂流出等の自然環境に与える負荷を考慮する必要があることから、その人数や方法について専門家の意見を聞くなどして対応します。

※海上の森自然環境保全地域の保全手法の考え方

海上の森自然環境保全地域は、薪炭林や竹、落葉の採取などのために継続的に利用されることで、良好な自然環境が維持されてきた里山である。適度に手を加えなければ、潜在自然植生である常緑照葉樹林に遷移し、この地域に特徴的な希少野生動物の生息生育環境が悪化する恐れがある。

このため、人の手を加えることによって保全が図られるという側面があることを踏まえて、専門家の意見を聞きながら適切な保全作業の内容と手順について検討していく。当面は、生物多様性保全の観点から、緊急度の高い湧水湿地やシデコブシ生育地等の保全作業を行っていく。

◆生態系保護区域の整備例（湿地及び周辺の森林の保全）



○ 海上の森自然環境保全地域内での保全施設の整備

自然環境保全地域の指定を踏まえ、指定時に策定した保全計画に基づき、必要に応じて管理上必要となる保全施設を整備します。

・ 巡視歩道の維持管理

屋戸川・寺山川特別地区において、湿地の保全・管理を行うための巡視歩道の整備

・ 標識の維持管理

自然環境保全地域全体について説明した案内板(1箇所)及び特別地区・野生動植物保護地区内での行為規制を示す制札板(4箇所)の維持管理

○ 海上の森自然環境保全地域の特徴

・ 植生

全体としては、尾根部にアカマツ林、山腹部にはコナラ林が分布しており、県内における二次林の典型的な植生となっています。また、花崗岩の上に砂礫層が堆積した地質となっており、谷部には地下水の湧出による貧栄養湿地が多く点在し、トウカイコモウセンゴケ、シデコブシなどの東海丘陵要素植物群と呼ばれる植物やミミカキグサなどの湿地性植物が生育しています。また、県内では稀な樹高の高いサクラバハンノキの群落や、生育地がきわめて限られているビワコエビラフジやスミレサイシンが生育し、また、エンシュウムヨウランなども見られます。

・ 野生動物

河川やその流域に沿った湿地には、ホトケドジョウやカワバタモロコなどの魚類、ハッチョウトンボやヒメタイコウチ、ナベブタムシなどの昆虫類が生息しています。

○ 特別地区及び野生動植物保護地区の指定

自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例では、その地域の生態系維持のため特に保全が必要な地域を特別地区に指定し、さらに、特別地区内のうち、特定の動植物等の保護のため必要な地域を野生動植物保護地区に指定することができることとされています。

表5のとおり、海上の森自然環境保全地域127.85haのうち、48.60haを特別地区に、特別地区のうち10.94haを野生動植物保護地区に指定しています。（特別地区以外は普通地区79.25ha）

なお、特別地区は、10の指定図の紫色の線で囲んだ区域、野生動植物保護地区は、紫色に塗りつぶした区域です。

表5 海上の森自然環境保全地域の地区区分

区分	地区名	野生動植物保護地区	指定の考え方及び区域	保護する野生動植物
特別地区	篠田川特別地区 20.58ha	川を中心から左右20mの区域 1.36ha	地下水の湧出を基盤として、水辺、湿地に依存する動植物が川の周囲に集中して生息生育している。野生動植物保護地区は、動植物が集中している川の周囲の区域とする。	動物：アズマモグラ、ホトケドジョウ、ギフチョウ、ナベブタムシ 植物：シデコブシ、サクラバハシノキ
	四ツ沢北東部特別地区 3.17ha	沢を中心から左右20mの区域 3.17ha	県内では生息地が極めて限定されている植物が生息している。野生動植物保護地区は、植物が生育する沢を中心とした区域とする。	動物：アズマモグラ、ギフチョウ 植物：ビワコエビラフジ、スマレサイシン、コタチツボスマレ、エンシュウムヨウラン
	屋戸川・寺山川特別地区 24.85ha	川を中心から左右20mの区域 6.41ha	地下水の湧出を基盤として、水辺、湿地に依存する動植物が川の周囲に集中して生息生育している。野生動植物保護地区は、動植物が集中している川の周囲の区域とする。	動物：アズマモグラ、カワバタモロコ、ホトケドジョウ、ギフチョウ、ヒメタイコウチ、ハッチョウトンボ 植物：シデコブシ、サクラバハシノキ、モウセンゴケ、トウカイコモウセンゴケ、ミミカキグサ、ホザキノミミカキグサ
	計	48.60 ha	10.94 ha	
普通地区	79.25 ha			
保全地域合計	127.85ha			

<参考> 愛知県自然環境保全地域の地区区分と規制

特別地区

生態系維持のため特に保全を図るべき地域。建築物の新築・改築・増築、宅地の造成・土地の開墾、鉱物の採掘、木竹の伐採等について知事の許可が必要。

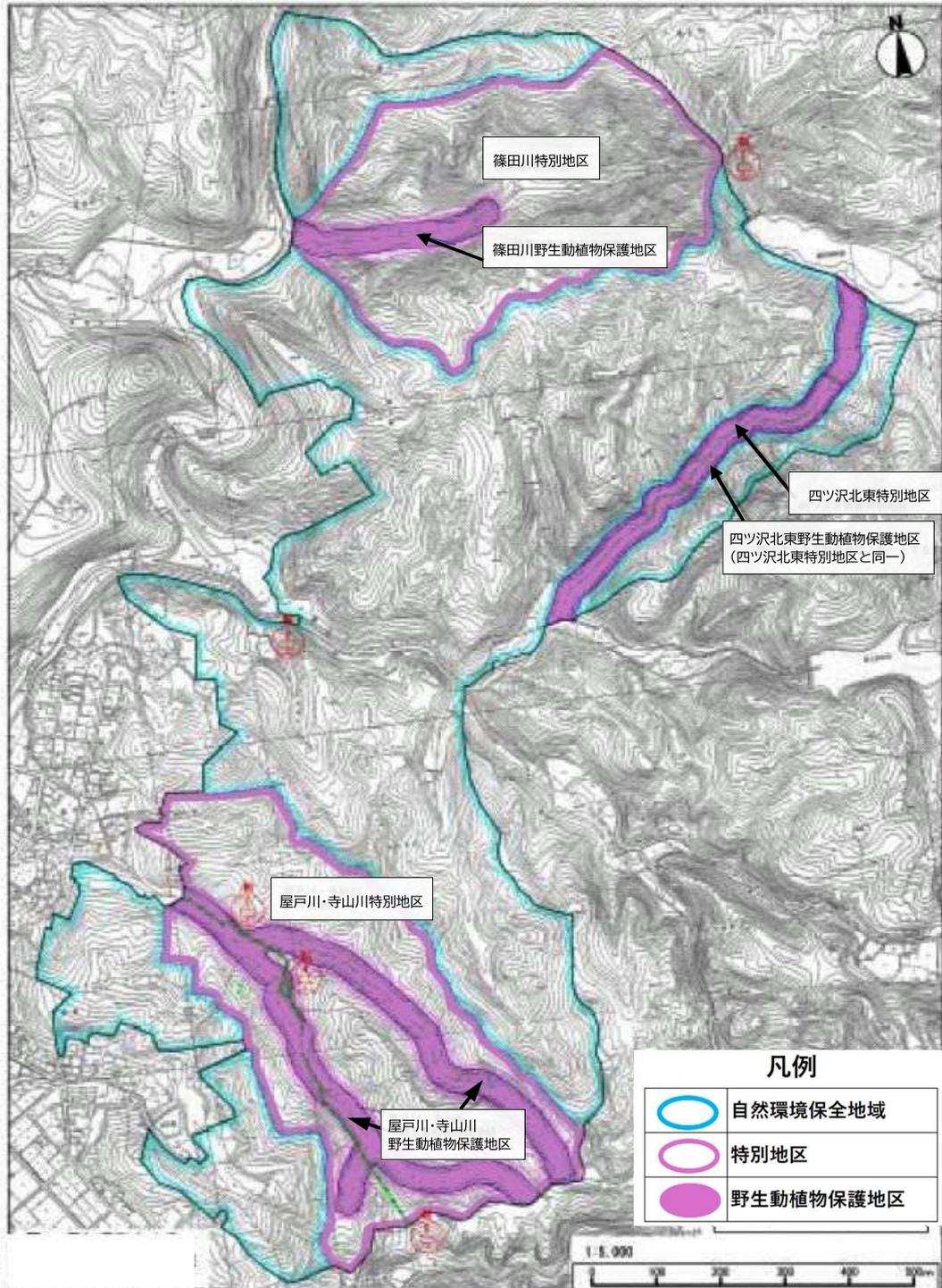
野生動植物保護地区

当該特別地区に固有な動植物等、特定の動植物の種の保護のために指定する地域。特定の野生動植物の捕獲採取を禁止。

普通地区

特別地域以外の地域。小規模の改変行為であれば必ずしも自然環境の保全に影響を及ぼすものではない地域。一定規模以上の建築物の新築・改築・増築、宅地の造成・土地の開墾、鉱物の採掘等について知事への届出が必要。

図10 海上の森自然環境保全地域指定図



④ 恵みの森

篠田川上流域に広がる約96haの区域で、主に広葉樹林が占めている区域であり、Ⅶ齢級(31年生～35年生)からⅨ齢級(91年生～95年生)の単層のスギ・ヒノキ人工林約42haを含みます。そのほかに、広葉樹林にスギ・ヒノキを植栽した針広混交林、落葉広葉樹林があり、一部が常緑広葉樹林となっています。

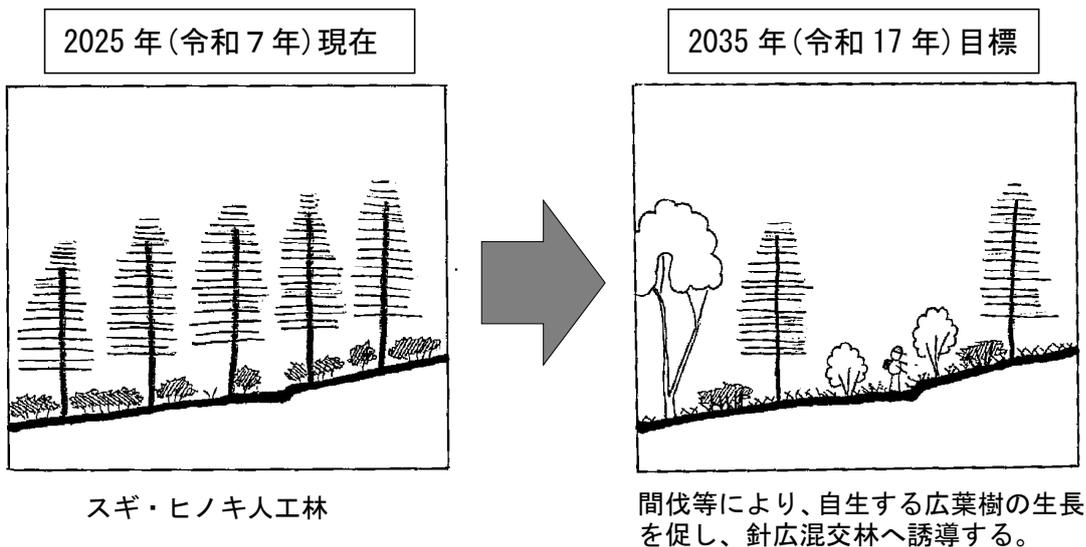
このうち、単層の人工林は計画的に間伐を実施します。

針広混交林や広葉樹林については、基本的には自然の遷移に委ねることとしますが、枯損等による危険木の伐採を実施します。

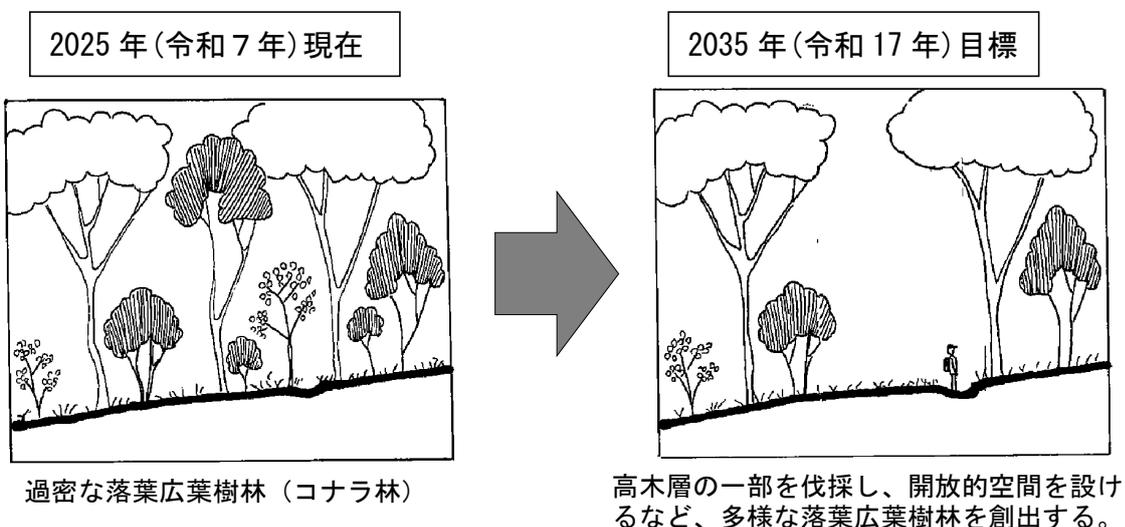
また、湿地の周辺等保全整備が必要な箇所や、試験的に保全整備する箇所についての調査を実施し、小規模な試行と評価を繰り返して、今後の保全管理に反映させます。

さらに、広葉樹材の有効活用についても検討していきます。

◆恵みの森の整備例(針広混交林の試験的な育成)



◆恵みの森の整備例(多様な落葉広葉樹林の創出)



具体的には以下のとおりです。

- 湿地周辺の保全整備のための伐採や、試験的な伐採については、海上の森の会や県民参加により森林の保全整備方針を定めた上で実施します。
- スギ・ヒノキ人工林については、森林経営計画を策定し、間伐などにより健全な森林の育成を目指します。
- 広葉樹林及び針広混交林については、自然の遷移に委ねることを基本としますが、湿地の周辺等保全整備が必要な箇所や、薪炭林やアカマツ林の再生といった試験的に保全整備する箇所についての調査を実施し、小規模な試行と評価を繰り返して、今後の保全管理に反映させます。

⑤ 循環の森

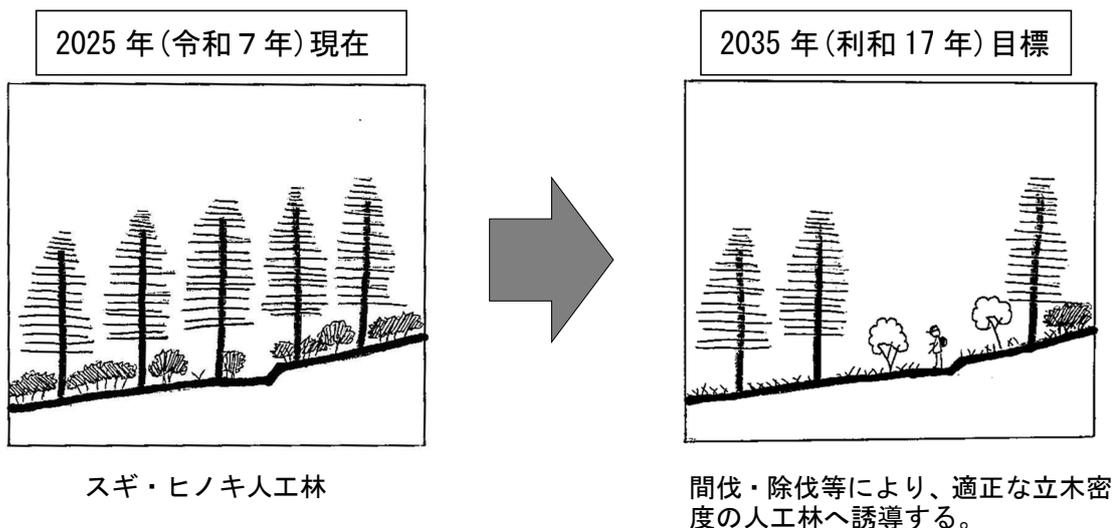
この地域は、海上の森の東側一帯約 148ha の区域で、主にスギ・ヒノキを主体とした単層の人工林が占め、人工林面積は約 93ha です。

人工林は、Ⅶ齢級（31 年生～35 年生）から XXⅡ 齢級（106 年生～110 年生）までと幅広い林齢の森林から構成されていますが、そのうち概ね 60 年生以下の森林が約 50% を占めています。これらの森林については、間伐により健全な森林へと誘導します。

また、高齢の森林については、植栽から伐採までの資源循環型の施業体系を確立するため、モデル区域を設定して、小面積皆伐や植栽による更新などの循環型施業を行い、今後の保全管理のあり方を検討します。

人工林の施業では、森林経営計画を策定し、補助金等を最大限に活用して実施します。

◆循環の森の整備例（スギ・ヒノキ人工林の育成）



具体的には以下のとおりです。

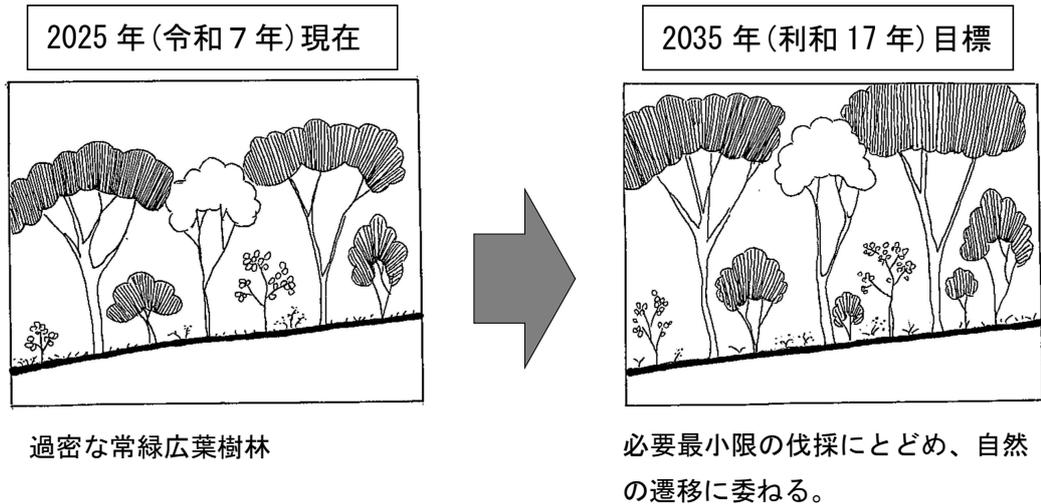
- 海上の森で活動する人々が、この区分の森林に期待する姿を共有し、その実現に向けた取組が実施できるよう、地域住民や県民参加により森林の保全整備方針を定めます。
- 人工林のうち若齢林については、間伐施業により健全な森林へと誘導するとともに、資源の有効活用の面から可能な限り搬出し、伐採木の有効利用を図ります。
- 高齢の森林については、択伐施業や小面積皆伐施業、植栽や天然下種更新等の施業を検討します。
- 計画に基づき適切に管理された森林と、手を入れていない森林が比較できる展示林をつくり、案内看板を設置する等して、森林整備の必要性のPRや人材育成に活用します。

⑥ 野鳥・古窯の森

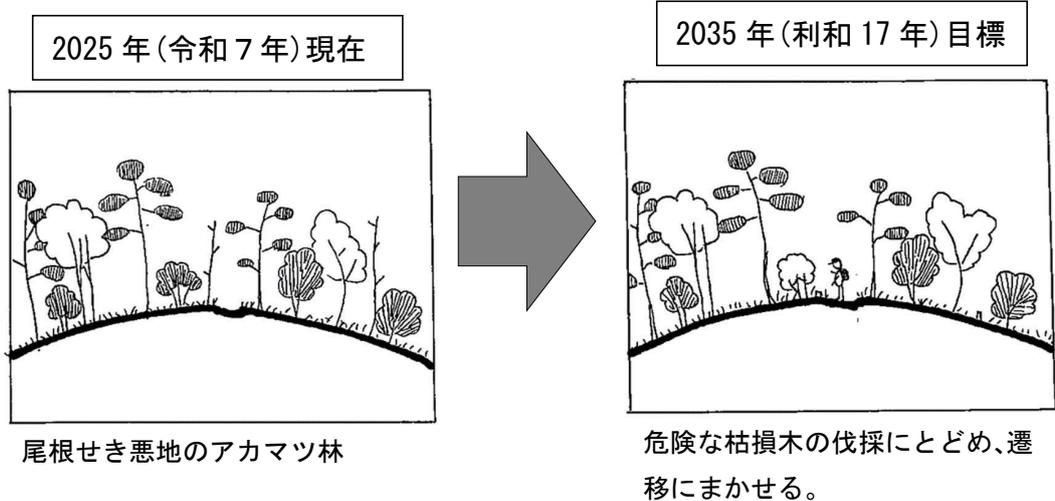
この地域は、吉田川流域に広がる 52ha の区域で、高齢の広葉樹林が生育し、ムササビや貴重な野鳥の宝庫でもあり、多様で豊かな自然に恵まれています。

このため、自然の遷移に委ねることを基本としますが、危険な枯損木等の伐採を主体的に実施します。

◆野鳥・古窯の森の整備例（常緑広葉樹林の管理）



◆野鳥・古窯の森の整備例（アカマツ林の管理）



具体的には、以下のとおりです。

- オオタカ・ハチクマなどが営巣する可能性のある大木については、保全を図りつつ、自然の遷移に委ねます。
- 森林の多様なタイプを学習する場として、県民参加による森林環境教育の場としての活用を促進させます。
- 野鳥の保護や古窯の保全などを行います。

表 6 地域区分別整備方針

地 域	面 積 (ha)	保 全 目 標	指 標 生 物
①施設ゾーン 	5	<海上の森の拠点機能強化> ・里山の生物多様性の維持 ・里山の見本林整備	・コナラ、アベマキ等広葉樹 ・ムササビ ・ホトケドジョウ
②ふれあいの里 	43	<農地及び里山の保全> ・里山の生物多様性の維持 ・農地と周辺の森林を含めた里山景観の維持	・コナラ、アベマキ等広葉樹 ・スギ、ヒノキ ・草地、田、畑 ・ゲンジボタル ・ヘイケボタル
③生態系保護区域 	166	<自然環境の保全管理> ・海上の森自然環境保全地域の目標に同じ ・貴重な動植物を指標として保全 (海上の森自然環境保全地域 127.85ha 指定)	・シデコブシ ・サクラバハノキ ・ハッチョウトンボ ・ギフチョウ
④恵みの森 	96	<広葉樹林等の試験的、部分的施業> ○針葉樹人工林 木材生産のための健全な森へ誘導 ○広葉樹林 試験的、部分的施業	・スギ、ヒノキ ・コナラ、アベマキ等広葉樹
⑤循環の森 	148	<長伐期の資源循環型施業による管理> ・素材生産のための健全な人工林	・スギ、ヒノキ
⑥野鳥・古窯の森 	52	<潜在自然植生へ誘導> ・広葉樹の大木を残し、多様な動物が生育する森へ誘導	・コナラ、アベマキ等広葉樹 ・ムササビ ・鳥類

保全方法	活用方法	キーワード
<p>○森林</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広葉樹林の活用により、里山環境を維持 	<p>○あいち海上の森センター本館</p> <p>里山に関する展示、講義による里山保全活用の普及・啓発、里山保全活用をする団体の交流と情報収集の拠点</p> <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里山学習と人材育成のフィールド ・自然歩道の利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観の保全整備 ・自然学習 ・環境教育 ・情報提供 ・人材育成
<p>○農地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生態系に配慮した農地管理 ・農地維持のため、ため池等の維持管理 <p>○森林</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人工林の間伐による密度管理の維持 ・雑木林・竹林の除間伐 ・調査に基づき作業方法を適宜検討 	<p>里山学習と人材育成のフィールド</p> <p>○農地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農作業体験農地として利用、休耕田活用（多様な主体による農地管理） <p>○森林</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里山林の管理について体験学習 ・伐採木の有効利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・里山の保全活用 ・里山文化の学習 ・県民の参加交流
<p>○海上の森自然環境保全地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査を行いつつ、必要な除間伐、植生回復のための補助的な作業による管理 ・調査に基づき作業方法を適宜検討 	<p>○自然観察フィールド</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境 ・生物多様性の保全と学習
<p>○針葉樹人工林</p> <ul style="list-style-type: none"> ・間伐による適正な林分密度の維持 ・森林作業道の整備 <p>○広葉樹林</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植生遷移に委ねながら、保全整備の必要な場所などでは小面積皆伐などを実施 ・調査に基づき作業方法を適宜検討 	<p>○針葉樹人工林、広葉樹林</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業等の多様な主体が参加しての森づくりの実践フィールド ・県民に森林整備の重要性の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・広葉樹林等の保全技術確立 ・森のタイプの理解醸成 ・森林環境教育の推進
<p>○針葉樹人工林</p> <ul style="list-style-type: none"> ・間伐による適正な林分密度の維持 ・森林作業道の整備 ・小面積皆伐や植栽による更新 	<p>○針葉樹人工林</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人工林管理のための人材育成フィールド ・企業等の多様な主体が参加しての森づくりの実践フィールド ・伐採木の搬出と有効利用 ・県民に森林整備の重要性の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・人工林の育成と循環資源の活用、保全技術の確立
<p>○広葉樹林</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然の遷移に委ねながら、遷移段階に応じた補助的な作業を実施 ・調査に基づき作業方法を適宜検討 	<p>○広葉樹林</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里山の動植物の観察、学習フィールド 	<ul style="list-style-type: none"> ・野鳥の保護 ・環境学習 ・歴史文化学習

(4) 自然環境の保全

県は、以下の調査を委託や協働する団体等の協力のもとに継続的に調査・分析を行い、その結果を評価・情報発信します。

① 自然環境の調査

(7) 調査全体計画

2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
<p><県委託調査></p> <p>貴重種 ←→</p> <p>湿地 ←→</p> <p>ムサビ ←→</p> <p>猛禽類 ←→</p> <p>ムサビ ←→</p> <p>猛禽類 ←→</p> <p>ホトトギス ←→</p> <p>ホトトギス ←→</p> <p>森林 ←→</p> <p>外来種 ←→</p>									
<p><NPO 団体等調査></p> <p>生物季節調査(草花、木の花、昆虫、野鳥) ←→</p> <p>モニタリングサイト1000(植物相、鳥類、チョウ、ホトトギス、中・大型哺乳類) ←→</p>									
<p><その他自主調査> ←→</p>									

(イ) 調査項目と内容

調査項目	区分		内 容
	調査間隔	調査方法	
外来種	10年ごと	県(委託)	海上の森に生息・生育している外来種を調査。
森林	10年ごと	県(委託)	1 落葉広葉樹、2 針広混交林、3 常緑広葉樹林、4 尾根部せき悪樹林、5 湿地周辺谷部について調査。
貴重種	10年ごと	県(委託)	海上の森を代表する貴重種の生育・生息を確認。
湿地	5年ごと	県(委託)	代表的な湿地について、水質、植物相などを調査。
ムサビ	5年ごと	県(委託)	温度センサー、自動撮影カメラなどを用いて、夜間の行動を調査。巣箱の利用調査は、自主調査として毎年実施。
猛禽類	5年ごと	県(委託)	海上の森内での繁殖状況などを調査。
ホトトギス	5年ごと	県(委託)	ホトトギス全域を調査し、ホトトギスの生息数を把握。
生物季節	毎年	NPO 団体等	定められたコースの変化を調査する。併せて、外来種の動向を調査。 (草花、木の花、昆虫、野鳥)
モニタリングサイト1000	毎年	県・NPO 団体等	定められたコースの変化を調査する。併せて、外来種の動向を調査。 (植物相、鳥類、チョウ、ホトトギス) ……NPO 団体等が調査 (中・大型哺乳類) ……センターが調査
その他自主調査	毎年	県	センターが実施

② 自然環境の維持保全

海上の森において貴重な野生生物の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある行為をするとき、その他海上の森の適正な保全を図る上で必要があると認められるときは、自然環境に関し学識経験を有する者等による状況確認や保全対策に対する指導・意見を聴取し、専門的な見地に基づいて維持保全します。

また、自然共生サイトの認定を受けた者の義務として、認定時の計画に沿って活動を継続し、生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組むとともに、定期的な報告やモニタリングを実施します。

③ 研究者間の情報共有

海上の森では複数の大学等の学生、研究者が調査、研究を実施しています。調査にあたっては、作業許可等の必要な手続きを依頼していますが、フィールドの調整等が必要なケースもあることから、研究者間の調整を行う協議会等を設置し、研究活動の円滑な実施に協力するとともに、研究成果等の情報共有を求めています。

④ 自然環境情報等の収集整理・情報発信

全国及び地域での自然環境や里山保全活動などの情報を幅広く収集し、これらを整理した上で、展示等に活かすとともに広く情報を発信します。

2 森林や里山の学習と交流の拠点づくり

(1) 課題と取組の基本的方向

あいち海上の森センターは、森林や里山の展示・情報を学習できる公の施設として、また、保全と活用を促進する拠点としての機能・役割を果たすとともに、人材の育成にも取り組んできました。

今後は、以下の課題等を踏まえ、2035年度（令和17年度）を目標年度に次世代に向けた人材の育成等の取組を更に進めていきます。

【取組の基本的方向】

- 入り込み者へのマナー等の徹底
入り込み者に対して、自然への過大な負荷や地元住民への迷惑行為などの無いように、「海上の森『散策のマナー』」により、マナー等の徹底を図ります。
- 体験学習の機会の提供等
県民が円滑かつ効果的に自然とふれあうことができるよう、海上の森における自然学習の機会及び森林施

◇海上の森「散策のマナー」

- ・ 地元の人たちのくらしや土地に迷惑をかけないようにしてください。
- ・ 歩道を外れて湿地や林内に入らないでください。
- ・ 動植物の捕獲や採取は行わないでください。
- ・ 動物を脅かしたり、不必要に近づかないでください。
- ・ ペットは、林内や歩道へは連れて歩かないでください。
- ・ 動植物は、むやみに持ち込んだり植え付けたりしないでください。
- ・ 自転車やバイクは、市道以外への乗り入れはしないでください。
- ・ たき火などの火気使用は厳禁です。
- ・ 自分のゴミは必ず持ち帰りましょう。
- ・ 自動車で来られた方は駐車場に停めて、徒歩で散策してください。

業、農作業等の体験の機会の提供、海上の森における野生動植物等に関する情報の提供その他必要な措置を講じます。

なお、実施にあたっては、これまでに育成した人材を積極的に活用します。

- 県民等が行う取組に関する措置
県民等が県と協働して行う海上の森の保全及び活用のための取組が円滑かつ効果的に行われるよう、情報の提供その他必要な措置を講じます。
- 指導者の養成
自然環境に関する知識の普及や森林施業等の技術を習得する機会を提供し、県民が安全・安心して参加できる里山林の保全活動を支えるため、実践的に活動できる指導者を養成します。
- 多様な主体の交流
NPO や団体など多様な主体が情報共有と連携を深められるよう活動報告会等を開催し、これらの場を通じて活動団体間のネットワーク化を進め、協働・連携による取組を広げます。
- 取組や成果の発信
SNS（ソーシャルネットワークサービス）をはじめとしたインターネットの活用や関係団体のネットワークにより、海上の森の保全及び活用のための取組や実施状況について、広く普及啓発・情報発信します。
- 海上の森来訪者の把握と目的
海上の森の来訪者数と目的を調査し、ニーズに合った情報発信等を行います。
- 周辺施設等との連携
愛・地球博記念公園や瀬戸市万博記念公園（愛・パーク）などとの連携を進めます。
- 施設の維持管理
あいち海上の森センターや海上の森へ来訪者が施設を快適に利用できるよう、施設の適切な維持管理に努めます。

(2) 具体的取組

① 体験学習の実施

森林・里山の理解をより深めるため、海上の森アカデミー修了生等を活用し、単に自然に接する機会を与えるだけでなく、四季を通じて楽しみながら自然とふれあい、語り合い、考えるプログラムを実施し、次世代に向けた人材の育成を図ります。

○ 里と森の教室(写真6)

米づくり・野菜づくり体験、草刈りなど一連の農作業体験と里山林の伐採によるきのこの原木づくりなど森に関わる体験を通じて、里山での活動に必要な基本的技術を習得し、自主的な活動ができるプログラムを実施します。



写真6 海上の里での稲刈り作業

○ 調査学習会(写真7)

海上の森を活用し、自然の仕組みや役割などのテーマを決め、動植物を実際に見て触れて体感しながら、調査に必要な知識を習得し、自主的な活動の実施に繋げるプログラムを実施します。



写真7 水生生物を学ぶ様子